次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
航空交通管制圏において航空法第九十六条第三項及び第四項の規定による規制が適用される時間（以下「適用時間」という。）は、次のとおりとする。ただし、航空交通の状況に応じ、又は要求により飛行場管制業務の運用時間が変更された場合には、当該変更後の運用時間をもって適用時間とする。	航空交通管制圏において航空法第九十六条第三項及び第四項の規定による規制が適用される時間（以下「適用時間」という。）は、次のとおりとする。ただし、航空交通の状況に応じ、又は要求により飛行場管制業務の運用時間が変更された場合には、当該変更後の運用時間をもって適用時間とする。

航空交通管制圏の名称	適用時間
（略）	（略）
広島管制圏	7時30分から22時30分まで
（略）	（略）
松山管制圏	7時から22時まで
（略）	（略）

航空交通管制圏の名称	適用時間
（略）	（略）
広島管制圏	7時30分から21時30分まで
（略）	（略）
松山管制圏	7時30分から22時まで
（略）	（略）

附　則

この告示は、平成二十九年十月二十九日から施行する。

○国土交通省告示第八百三十号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第九十六条第六項及び第九十六条の二第三項並びに航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百二条の四の規定に基づき、航空法第九十六条の二第一項及び第二項（航空法第九十六条第六項において準用する場合を含む。）の規定による規制が適用される時間並びに航空交通情報の提供に関する業務を行う機関を定める告示（平成二十六年国土交通省告示第百五号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年九月十四日

国土交通大臣　石井　啓一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第三	別表第三

民間訓練試験空域の名称	航空交通情報の提供に関する業務を行う機関	適用時間
（略）	（略）	（略）
ＣＳ１	広島空港事務所	7時30分から22時30分まで
（略）	（略）	（略）

民間訓練試験空域の名称	航空交通情報の提供に関する業務を行う機関	適用時間
（略）	（略）	（略）
ＣＳ１	広島空港事務所	7時30分から21時30分まで
（略）	（略）	（略）

附　則

この告示は、平成二十九年十月二十九日から施行する。

○国土交通省告示第八百三十一号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示（昭和五十二年運輸省告示第六百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年九月十四日

国土交通大臣　石井　啓一